

平成28年(行ウ)第2号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件
 原告 52の1 外
 被告 福島県外

答 弁 書

平成28年 7月29日

福島地方裁判所民事部 御中

〒960-8011 福島市宮下町7番16号

渡辺健寿法律事務所(送達場所)

電話 024(533)6145

FAX 024(533)6146

被告福島県訴訟代理人弁護士

渡 辺 健 寿



同訴訟復代理人弁護士

渡 辺 慎 太 郎



同

鈴 木 靖 裕



同

久 納 京 祐



同

安 倍 孝 祐



I 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの被告福島県に対する請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする

との判決を求める。

II 請求の原因に対する認否

第1節 「第1節 当事者」に対して

第1 「第1 原告ら」に対して

1 1に対して

県内子ども原告らについて、新たな被ばくを「事実上強要されている」との点について否認。原告らが被ばくを避けるためと考えて避難することは何ら妨げられていない。

「被告国及び被告福島県による放射線情報等の隠ぺい、あるいは意図的に子供を被ばくさせようとしたのではないかとしか思えないような諸施策」との点について否認。

原告らが、「避けることができた無用の被ばくを事実上強要され」との点について否認。

その余は不知。

2 2に対して

「被告国及び被告福島県による放射線情報等の隠ぺい、あるいは意図的に子供を被ばくさせようとしたのではないかとしか思えないような諸施策」との点について否認。

原告らが、「避けることができた無用の被ばくを事実上強要され」との点について否認。

その余は不知。

第2 「第2 被告ら」に対して

1及び2項について、被告福島県として認否の限りでない。

3項について、被告福島県が地方自治法上の普通地方公共団体であることについて争

わない。

第2節 「第2節 県内子ども原告らの被告福島市に対する請求について」に対して

本事件については被告福島県として認否の限りでない。

なお、本件が御庁平成26年（行ウ）第8号安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件（以下「26年（行ウ）8号事件」という）に併合されることを前提として、被告福島県の考え方は26年（行ウ）8号事件平成27年5月7日付準備書面(1)、平成27年11月20日付準備書面(4)、平成28年2月12日付準備書面(6)、平成28年5月11日付準備書面(8)の各記載のとおりである。

第3節 「第3節 原告全員の被告国及び被告福島県に対する請求」に対して

本件が26年（行ウ）8号事件に併合されることを前提として、被告福島県の主張は26年（行ウ）8号事件における被告福島県の平成27年5月29日付準備書面(2)、平成27年11月20日付準備書面(4)、平成28年2月12日付準備書面(6)、平成28年5月11日付準備書面(8)の各記載のとおりである。